

記者発表資料



令和5年2月26日(日)

発表の趣旨 (※該当する全てにチェック)

- 各種資料や情報の提供
- イベント・会議等の案内
 - 当日の取材依頼
 - 開催日時等の周知依頼
 - 参加者募集の事前告知依頼
- その他 ()

発表事項	鹿屋市における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る移動制限区域の解除及び消毒ポイントの終了について	
内容	<p>鹿屋市における高病原性鳥インフルエンザの発生（県内13例目）に伴い設定した移動制限区域内（3km以内）において、養鶏農場に異常が確認されなかったことから、令和5年2月26日（日）午前0時をもって、移動制限区域（3km以内，9農場）を解除するとともに、併せて、全ての消毒ポイント（6箇所）を終了しました。</p> <p>なお、「鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部会議」を持ち回りで開催しました。</p>	
資料	別紙1 鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部会議資料	
ホームページ掲載 <small>※必ず記入</small>	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり（2月26日掲載予定） <input type="checkbox"/> 後日掲載	
取材案内	当日の取材をお願いします。	
問い合わせ先 (担当課)	担当課	農政部 畜産課
	取材対応者	畜産課長 田中 (099-286-3211) 内線3211
	問い合わせ窓口	企画経営係長 垣内 (099-286-3216) 内線3216

鹿屋市における
高病原性鳥インフルエンザ発生に係る本県の対応等

1 発生状況

(1) 農場の概要

所在地：鹿屋市串良町

飼養状況：肉用種鶏 約27,000羽

(2) 経緯

- ・ 2月2日 午後1時
農場から肝属家畜保健衛生所に死亡羽数増加の通報があり、緊急立入を実施し、簡易検査で陽性を確認
- ・ 2月3日 午前11時
遺伝子検査の結果、H5亜型と判定し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と決定
- ・ 2月8日 午後5時
国による検査の結果、H5N1亜型と判明し、患畜と決定

2 本県の対応状況

(1) 県対策本部会議の開催（2月2日）

(2) 殺処分などの防疫措置

ア 2月3日午前11時から開始し、4日午前2時に鶏の殺処分が完了

イ 2月4日午後5時に処分鶏等の埋却及び農場の清掃など全ての防疫措置を完了

（県建設業協会鹿屋支部、市町、関係機関・団体、県職員等）

(3) 制限区域の設定・解除（2月3日～2月26日）

ア 発生農場周辺の農場に対して移動自粛を要請

イ 発生農場を中心とする3km以内を「移動制限区域」、3～10km以内を「搬出制限区域」と設定・告示（2月3日）

（鹿屋市，志布志市，大崎町，東串良町，肝付町）

移動制限区域：9農場（肉用鶏4，採卵鶏2，種鶏2，他1）

搬出制限区域：88農場（肉用鶏51，採卵鶏4，種鶏30，他3）

ウ 搬出制限区域の解除（2月20日）

防疫措置完了から10日経過後に清浄性確認検査を実施して異常が認められなかったことから，解除・告示

エ 移動制限区域の解除（2月26日）

清浄性確認検査の結果に加え，2月4日の防疫措置完了から21日が経過し，新たな発生がない場合，2月26日午前0時に移動制限を解除・告示

（4）国の疫学調査チームによる現地調査（2月3日）

感染の原因や感染経路の究明を目的として国と連携し調査

（5）消毒ポイントの設置

ア 2月3日午前11時から発生農場周辺の道路6か所に設置
（県建設業協会鹿屋支部，県警備業協会，市町，県職員等）

イ 2月26日午前0時に終了

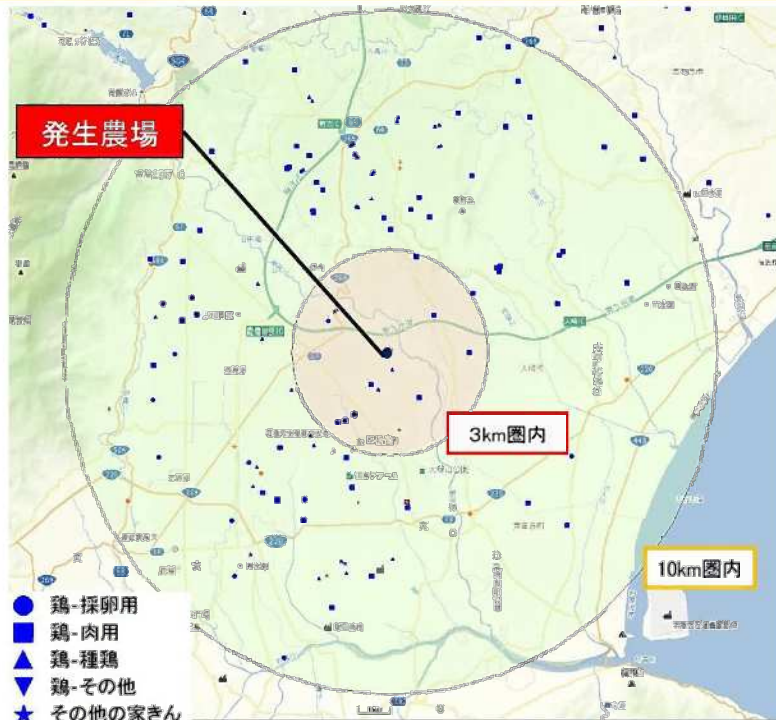
（6）制限区域内の移動に係る例外協議（2月3日～2月7日）

移動又は搬出の制限を受けた農場のうち，国との協議により移動が可能となる卵や肉用鶏については，運搬車からの羽毛等の飛散防止や消毒ポイントでの消毒の徹底などを条件に，発生農場の防疫措置終了後，数日後には，区域外への出荷が可能となった。

（7）鶏肉・鶏卵の安全性に係る情報発信

県民に向けて，県のホームページ等により広く発信

肝属地域の発生農場周辺の飼養状況

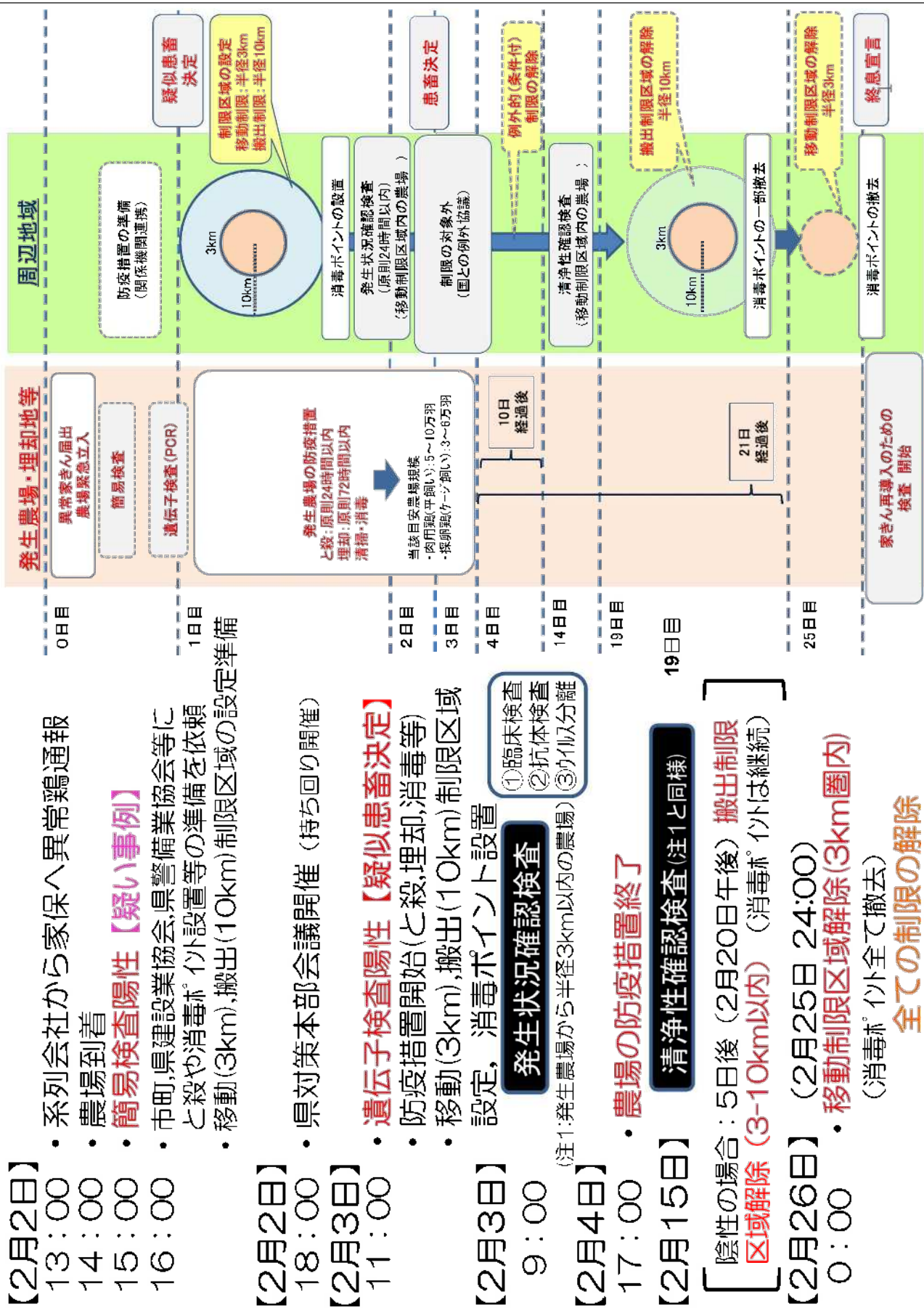


	採卵鶏		肉用鶏		種鶏		その他		計	
	農場数	羽数	農場数	羽数	農場数	羽数	農場数	羽数	農場数	羽数
0-3km	2	210,000	4	785,000	2	48,000	1	2,000	9	1,045,000
3-10km	4	408,000	51	5,113,000	30	680,000	3	1,000	88	6,202,000
計	6	618,000	55	5,898,000	32	728,000	4	3,000	97	7,247,000

鹿児島県の消毒ポイントの位置



高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置の流れ(13例目・鹿屋市)





鶏肉・鶏卵は安全です

鳥インフルエンザが発生した場合でも
感染が確認された鶏のお肉や卵が
市場に出回ることはありません。

家畜伝染病予防法により、発生農場の鶏や卵は出荷されません。

鶏肉は、食鳥検査法に基づき、疾病や異常がないか検査が行われ、
合格したものだけが市場に流通しています。

鶏卵は、食品衛生法に基づき策定された衛生管理計画に従い、洗卵などの衛生管理が行われています。



鶏肉・鶏卵を食べる
ことにより感染する
ことはありません。

内閣府食品安全委員会では、万が一鶏肉・鶏卵に鳥インフルエンザウイルスが存在したとしても、熱や酸に弱いことから、十分な加熱調理や胃酸などの消化液により死滅すると考えています。